

正かなづかひの會々則

第一條【名前・目的】

本會は正かなづかひの會と稱し、國語國字の正常化に熱意のある有志で組織され、「正假名遣ひ（歴史的假名遣）」、特に文法規範である「國語かなづかひ」の全國普及を目指して活動する

第二條【事業】

本會は次の事業を行ふ

- (一) 國語を考ふる国会議員懇談会（国語議聯）の運営サポート
- (二) ウェブサイトの運営
- (三) 國語かなづかひに關する講演會の開催、並びに書籍の發行
- (四) その他必要とされる事業

第三條【會員】

本會の會員は趣旨に賛同のうへ入會し、毎年任意の協賛金を納めた者とする

第四條【役員】

本會に次の役員を置く。なほ役員は幹事會にて選任され、任期は二年とする。また再任を妨げない。

- | | | | | | |
|---------|----|---------|-----|----------|----|
| (一) 會長 | 一名 | (二) 副會長 | 若干名 | (三) 事務局長 | 一名 |
| (四) 編輯長 | 一名 | (五) 幹事 | 若干名 | (六) 監事 | 二名 |

第五條【顧問他】

本會に顧問を置くことが出来る。また會長が必要と認めた場合は前條に限らず役員を置くことが出来る

第六條【組織】

本會に次の組織を置く

- (一) 幹事會 正副會長、事務局長、編輯長、幹事その他の役員で組織される業務執行機關
- (二) 支部 地方に支部を置くことが出来る。支部設置基準は幹事會にて別に定め、會長が認定する。但し事業その他については本部（幹事會）直轄を原則とし、支部

独自の會費等の徴収はこれを認めない

第七條【會計】

本會の會計は、任意の協賛金及び寄附による。また三月末日を決算日とし、年一回、監事による監査を受ける

本則は、平成二十五年七月二十七日から適用する